

暗号資産貸借取引説明書（契約締結前交付書面） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<p>お客様が、SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）と暗号資産貸借取引（以下「本取引」といいます。）を行うにあたっては、…省略…</p> <p>■ 加入する協会 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会</p> <p>《本取引のリスク等重要事項について》 現行通り</p> <p>1～13. 現行通り</p> <p>14. 苦情及び紛争の相談窓口 当社は、資金決済法第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。</p> <p>(1)基本方針</p> <p>・<u>当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、苦情等の取扱いに当たっては、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。</u></p> <p>・<u>お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。</u></p> <p>・<u>お客様から預かった個人情報適切に管理いたします。</u></p> <p>・<u>反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。</u></p>	<p>お客様が、SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）と暗号資産貸借取引（以下「本取引」といいます。）を行うにあたっては、…省略…</p> <p>■ 加入する協会 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会</p> <p>《本取引のリスク等重要事項について》 省略</p> <p>1～13. 省略</p> <p>14. 苦情及び紛争の相談窓口 当社は、資金決済法第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。</p> <p>追加</p>

暗号資産貸借取引説明書（契約締結前交付書面） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<p><u>・お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。</u></p> <p><u>・社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、お客様に外部の紛争等解決機関を紹介し解決を図ります。</u></p> <p>(2) 現行通り</p> <p>(3) 当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせフォーム：https://support.sbivc.co.jp/hc/ja/requests/new ・有人チャット (https://www.sbivc.co.jp/faqs)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始は除く) <p><u>・担当部署</u> <u>企画営業部</u> <u>〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー</u> <u>SBI VC トレード株式会社内</u></p> <p>(4) 当社は、資金決済法 <u>削除</u> に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しており、当社の暗号資産に係る一切の取</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせフォーム https://support.sbivc.co.jp/hc/ja/requests/new ・有人チャット (https://www.sbivc.co.jp/faqs)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始は休) <p>(3) 当社は、資金決済法及び金融商品取引法に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しており、当社の暗号資産</p>

暗号資産貸借取引説明書（契約締結前交付書面） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
<p>引に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。</p> <p>・東京弁護士会 紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階 東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 <u>4</u> 時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>・第一東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階 第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588 月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>・第二東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階 第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>（<u>5</u>）暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、本取引についての苦情を受け付けております。 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</p>	<p>に係る一切の取引に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。</p> <p>・東京弁護士会 紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階 東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 3 時（祝祭日・年末年始を除く）</p> <p>・第一東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階 第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588 月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（祝祭日・年末年始を除く）</p> <p>・第二東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階 第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時（祝祭日・年末年始を除く）</p> <p>（4）暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産取引業協会においても、本取引についての苦情を受け付けております。 一般社団法人日本暗号資産取引業協会</p>

暗号資産貸借取引説明書（契約締結前交付書面） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改正後	現行
所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階 電話番号：03-3222-1061 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時 <u>30 分</u> （祝日・年末年始を除く） 以上	所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階 電話番号：03-3222-1061 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時（祝祭日・年末年始を除く） 以上